

同時発表：経済産業省

平成 28 年 3 月 25 日
自動車局環境政策課**乗用車の燃費試験法に国際基準を導入します！**
～環境性能に優れた自動車の普及促進に向けて～

国土交通省及び経済産業省が設置した合同会議^{※1}において、乗用車の燃費を算定するための試験法として、国際基準(WLTP^{※2})を導入する方針をとりまとめました。

自動車の販売の国際的な拡大に伴い、国ごとに異なる自動車の技術基準の調和が順次進められています。自動車の基準調和の実現により、自動車メーカー等は国際的な部品の共通化、それに伴う環境技術の開発への経営資本の投入等が可能となり、消費者にとっても環境性能に優れた自動車をより安価に購入できることとなります。

乗用車の燃費を算定するための試験法の国際基準については、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)の下に設置された作業部会において、我が国が議長を務める等、その策定に向けた議論を主導した結果、平成 26 年 3 月、WLTP が成立しました。

昨年 6 月に国土交通省及び経済産業省が設置した合同会議において、乗用車及び小型貨物車の燃費を算定するための試験法への WLTP の導入について審議を進めてきたところ、今般、パブリックコメント^{※3}を経て、その方針(別紙参照)をとりまとめました^{※4}。

なお、本とりまとめを踏まえ、今春に関連法令^{※5}等を改正することとしています。

※1: 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準 WG・交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会合同会議

※2: WP29 において定められた乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure(WLTP)) (参考参照)

※3: 本とりまとめについての国民の皆様からのご意見及びご意見への考え方については、電子政府の総合窓口(e-Gov)の HP(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)にてご覧頂けます。

※4: 合同会議とりまとめについては、国土交通省の HP(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_jidoushanenpi03.html)にてご覧頂けます。

※5: 自動車の燃費については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、消費者の適切な選択を促すための燃費表示及び自動車メーカー等が達成すべき基準等について定められています。

(本発表資料のお問い合わせ先)

国土交通省自動車局環境政策課 蛸原、升井

電話: 03-5253-8111(代表)内線 42535、42515、03-5253-8603(直通)